

## 恵庭市スポーツ振興まちづくり条例

スポーツは、人々に夢や希望、感動、勇気を与える文化です。

また、花・水・緑のまち恵庭に暮らす市民がスポーツに親しむことは、健康の維持及び増進並びに地域コミュニティづくりなど、多様な効果を生み出します。

これらを踏まえ、恵庭市は、誰もが生涯にわたって健康で元気に暮らせる「夢と健康を育むスポーツ都市」の実現を目指します。

そのため、市は誰もが気軽にスポーツに親しむことができる環境を整え、団体の垣根、世代等を超えてスポーツを振興するとともに、スポーツを活かした活力あるまちづくりを推進するため、この条例を制定します。

### (目的)

第1条 この条例は、スポーツ振興によるまちづくりを総合的に進めるための施策を明らかにすることにより、市民等の誰もが夢を抱き、生涯を明るく健康で過ごすことができる活力あるまち「えにわ」の実現に寄与することを目的とします。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ各号に定めるところによります。

- (1) 市民等 市内に居住し、通学若しくは通勤する者又は本市が推進するスポーツ振興のまちづくりに賛同し、及び協力する個人をいいます。
- (2) 市 市長及び教育委員会をいいます。
- (3) スポーツ関連団体 市内においてスポーツに関連した活動を行う法人その他の団体(国及び地方公共団体を除きます。)をいいます。
- (4) 事業者 市内において事業活動を行う者(スポーツ関連団体を除きます。)をいいます。
- (5) スポーツ振興 まちづくりの広範な分野において、市民等、スポーツ関連団体、事業者及び市が連携することにより、スポーツを通して健康で活力ある地域社会を形成することをいいます。
- (6) スポーツ関連活動 スポーツをすること、観ること、応援すること若しくは学ぶこと又

はこれらの活動を支援することをいいます。

- (7) スポーツ財産 スポーツ関連活動を行う者、スポーツ施設その他スポーツ振興のまちづくりの推進に寄与する財産をいいます。

(市の責務)

第3条 市は、前文にある、スポーツによる「健康の維持及び増進」、「地域コミュニティづくり」、そのための「環境整備」、「世代等を超えたスポーツ振興」及び「スポーツを活かした活力あるまちづくり」という基本理念にのっとり、本市の特性に応じた施策を総合的に策定するとともに、この条例の目的が真に達成されるよう、スポーツに関する取り組みをスポーツ振興担当部に限定せず、部を横断して計画的に推進しなければなりません。

- 2 市は、市民等及びスポーツ関連団体が行うスポーツ関連活動に対し、当該団体と協働して適切に環境整備を行わなければなりません。

- 3 市は、スポーツを「する」だけのものではなく、「観たり、応援したり」といった市民等が参画しやすい環境を整備し、多世代が交流できるコミュニティづくりを支援するとともに、適切に広報を行わなければなりません。

(市民等の役割)

第4条 市民等は、一人一人ができる範囲で、スポーツ関連活動に関わることを考え、行動することで、市民等の誰もが夢を抱き、「えにわ」を元気なまちにするよう努めるものとします。

- 2 市民等は、幼いころから身体を動かす習慣を身につけ、生涯にわたり健康を維持できるよう努めるものとします。

- 3 市民等は、スポーツを「する」だけではなく、「観たり、応援したり」する等スポーツに関心を持ち、世代を超えてコミュニティに参加するよう努めるものとします。

(スポーツ関連団体の役割)

第5条 スポーツ関連団体は、心身の健康の保持増進及び安全の確保に配慮しながら、スポーツ関連活動の推進に主体的に取り組むとともに、スポーツに対する市民等の関心及び理解を深め、市民等のスポーツ活動への参加を促進するよう努めるものとします。

- 2 スポーツ関連団体は、他の競技団体とも協働して、スポーツ全体の魅力を発信し、「観たり、応援したり」できる環境を整えるよう努めるものとします。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、自らがスポーツ関連活動を行いやすい環境の整備に努めるとともに、地域社会の一員として自主的なスポーツ活動の実施及び支援を行うことにより、スポーツ振興及び地域の活性化を促進するよう努めるものとします。

(議員の責務)

第7条 議員は、市民等が生涯にわたり健康でいられるよう、その実現に向け、一人一人が日ごろから研さんするとともに、気軽にスポーツに親しむことができる環境を整えるため積極的に提案しなければなりません。

(生涯スポーツの推進)

第8条 市は、市民等が生涯にわたり、体力、年齢、技術等に応じたスポーツを継続的に親しむことができるよう、スポーツに参加する機会及びスポーツに関する情報の提供その他必要な施策を講ずるものとします。

(地域の活性化の推進)

第9条 市は、地域において世代を超えた人々の交流が促進され、地域の活性化及び人々の連帯感並びに協働意識の向上を図るため、地域のスポーツ関連活動への支援その他必要な施策を講ずるものとします。

(子どもの体力向上及びスポーツ関連活動の充実)

第10条 市は、次代を担う子どもの心身の健全な発達及び体力の向上を図るため、市民等、スポーツ関連団体及び事業者との連携等の必要な施策を講ずるものとします。

(障がい者スポーツの促進)

第11条 市は、障がい者が自主的かつ積極的にスポーツ活動に安心して参加できるよう、スポーツに参加する機会の提供その他障がい者のスポーツ活動を促進するために必要な施策を講ずるものとします。

(スポーツ施設の整備)

第12条 市は、本市のスポーツ施設を整備するため、必要な措置を講ずるものとします。

(スポーツ財産の活用)

第13条 市は、本市のスポーツ財産の効果的及び効率的な活用を図るものとします。

(スポーツ選手の育成)

第14条 市は、スポーツの競技力の向上を図るため、スポーツ関連団体と連携して、選手を育成するため必要な措置を講ずるものとします。

(指導者の養成)

第15条 市は、地域におけるスポーツの指導の充実及び事故の防止を図るため、指導者の養成、その資質を向上させる講習会等の開催その他必要な施策を講ずるものとします。

(審議会)

第16条 市は、スポーツ関連活動に関する計画や施策に関する検証及び評価を行うため、恵庭市スポーツ振興まちづくり審議会(以下「審議会」といいます。)を設置するものとします。

(取り組みの検証及び評価)

第17条 市は、審議会、市民等及びスポーツ関連団体の意見を聴取して、この条例の目的に基づく取り組みの達成状況、実施効果等を検証及び評価し、これを公表するものとします。

(補則)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定めます。

附 則

この条例は、公布の日から施行します。